

無料の場合は、「有料」の文字を抹消して下さい。

有 料 ~~無 料~~
職業紹介事業許可申請書
~~職業紹介事業許可有効期間更新申請書~~

提出年月日を記載

① 令和〇〇年〇〇月〇〇日

厚生労働大臣 殿

無料の場合は2.以外の全文を抹消

(ふりがな) かぶしがいしゃ ひろしまろうどうきょく
②申請者 氏 名 株式会社 広島労働局
だいひょうとりしまりやく ひろしま じろう
代表取締役 広島 次郎

- 1. 職業安定法第30条第1項の規定により下記のとおり許可の申請をします。
- ~~2. 職業安定法第32条第1項の規定により下記のとおり許可の申請をします。~~
- ~~3. 職業安定法第32条の6第2項の規定により下記のとおり更新申請をします。~~
- ~~4. 職業安定法第33条第4項において準用する同法第32条の6第2項の規定により下記のとおり更新申請をします。~~

記

④・⑤欄は「履歴事項全部証明書」(登記簿謄本)どおりに記載してください。
住所は都道府県から記載してください。

③許 可 番 号		
(ふりがな) ④氏名又は名称	かぶしがいしゃ ひろしまろうどうきょく 株式会社 広島労働局	
(ふりがな) ⑤所 在 地	〒 7 3 0 - 0 0 1 3	電話 0 8 2 (〇〇〇) 〇〇〇〇
	ひろしまけんひろしましなかくはちちょうぼり 広島県広島市中区八丁堀〇-〇	
(ふりがな) ⑥代表者氏名等	氏 名	住 所
	ひろしま じろう 広島 次郎	ひろしまけんひろしまし〇〇ほんまち 広島県広島市〇〇〇本町〇-〇
(ふりがな) ⑦役 員 氏 名 等 (法人のみ)	氏 名	住 所
	みはら きく 三原 キク	ひろしまけんみはらし〇〇 広島県三原市〇〇9-8-7
	おのみち うめ 尾道 ウメ	ひろしまけんおのみちし〇〇 広島県尾道市〇〇 (居所：福山市△△町2-3-4)

役員が4人以上の場合には別紙に記載し、⑦欄には「別紙のとおり」と記載してください。
非常勤役員、監査役も含まれます。

住民票のとおり都道府県から記載してください。
居所が異なる場合は()書きで居所も記載してください。その際、添付書類として居所が証明できる郵便物等のコピーを提出してください。

収入印紙

消印しては
ならない

有料の場合、許可手数料として1事業所につき50,000円の収入印紙が必要となります。印紙は貼らずに提出してください。(原則は事業主が窓口で貼付)

※無料の場合、印紙は不要です。

様式第1号(第2面)

現在、実際に行っている
事業を記載してください。

兼業 ⑧ の種類・内容	1. 不動産流動化事業 2. 3.
	4. 5.

⑨欄の住所は、賃貸契約書(又は登記簿)のとおり、ビル名、階数、部屋番号まで記載してください。
郵便番号・電話番号も記載してください。

職業紹介事業を行う事業所に関する事項

⑨事業所	
名称	所在地
株式会社 広島労働局	〒(730-0013)広島県広島市中区八丁堀〇-〇 〇〇ビル4階 (082)〇〇〇-〇〇〇〇
⑩職業紹介責任者氏名等	
氏名	住所
大竹 いちろう	広島県大竹市〇〇4-5-6
⑪担当者職・氏名・電話番号	
総務係長 〇〇 〇朗 (082)〇〇〇-〇〇〇〇	

住所は、住民票のとおり都道府県から記載してください。
居所が異なる場合は()書きで居所も記載してください。

⑨事業所	
名称	所在地
⑩職業紹介責任者氏名等	
氏名	住所

同時に複数の事業所について申請を行う場合に記載してください。

※事業所名や職業紹介責任者など記入欄がたりない場合は、別紙に記載し、該当欄に「別紙のとおり」と記載してください。

国外にわたる職業紹介を行う場合に記載してください。

⑫取次機関

イ 名称	〇〇〇〇ゆうげんこうし 〇〇〇〇有限公司
ロ 住所	しゃんはいし ■■■が い●●ごう 上海市■■■街●●号
ハ 事業内容	海外派遣

取次機関の名称・住所は許可証(ライセンス)の和訳のとおり記載してください。

申請者(法人にあっては役員を含む。)(申請者が未成年の場合、その法定代理人をいう。)については、職業安定法第32条各号(第3号、第10号及び第11号を除く。)のいずれにも該当しないこと並びに申請者が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合には該当する全ての者の精神の機能の障害に関する医師の判断書が添付されていることを誓約します。

また、同法第32条の14の規定により選任する職業紹介責任者については、同法第32条第1号、第2号及び第4号から第9号までのいずれにも該当しないこと、未成年者に該当しないこと、職業安定法施行規則第24条の6第2項第1号に規定する基準に適合すること並びに職業紹介責任者が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合には該当する全ての者の精神の機能の障害に関する医師の診断書が添付されていることを誓約します。

様式第2号 (表面)

(日本産業規格A列4)

該当しない
文字を抹消

~~有料職業紹介事業計画書~~
~~無料職業紹介事業計画書~~
~~特別の法人無料職業紹介事業計画書~~

1 許可・届出番号

2 事業所名

株式会社 広島労働局

3 職業紹介計画 (年間) (国内)

① 区 分	② 有効求職者見込数
	10人

① 区分には、様式第6号の⑩欄を記載
(国内・全職種の場合は記載不要)

記載内容については、
「外国人を紹介する場合の取扱職種記載例」
を参照

職業紹介計画 (年間) (国外にわたる職業紹介を行おうとするときは国外分を記載)

③ 区 分	④相手国名	⑤有効求職者見込数 (人)
【記載例】 国外においては、出入 国管理及び難民認定法 に基づき就労目的の在 留が認められる外国人 に係る職業紹介	中華人民共和国	20人

国外にわたる職業紹介を行う
場合のみ記載
③区分には、様式第6号の⑩
欄を記載

当該事業所に係る当該年度の
3月末における有効求職者の
見込数を記載 (1人以上の人
数を記載してください)

4 職業紹介の業務に従事する者の数

2 人

5 資産等の状況

		価 格	摘 要
資 産	現金・預金		
	土地・建物		
	その他		
	計		
負 債	計		

個人事業の場合のみ、直前の納税期末日にお
ける全ての資産状況について記載してください。

お問合せ先：
広島労働局 需給調整事業課 TEL (082) 511-1066

取扱職種が「国内・全職種」の場合は提出不要です
有料・取扱職種範囲等届出書 記載例

(取扱職種の範囲等の届出)

様式第6号 (第1面)

(日本産業規格A列4)

~~右 料 無 料~~
~~職 業 紹 介 事 業 許 可 証 再 交 付 申 請 書~~
~~職 業 紹 介 事 業 許 可 証 再 交 付 申 請 書~~
~~職 業 紹 介 事 業 変 更 届 出 書 及 び 有 料 ・ 無 料 職 業 紹 介 事 業 許 可 証 書 換 申 請 書~~
~~有 料 ・ 無 料 特 別 の 法 人 無 料 職 業 紹 介 事 業 取 扱 職 種 範 圍 等 届 出 書~~
~~特 別 の 法 人 無 料 職 業 紹 介 事 業 変 更 届 出 書~~

提出年月日を記入

① 令和〇〇年 〇〇月 〇〇日

厚生労働大臣 殿

1. から 6. 及び、 8. の全文を抹消
7. を部分抹消

(ふりがな)

かぶしがいいしゃ ひろしまろうどうきょく

②申請・届出者 氏 名 株式会社 広島労働局

だいいょうとりしまりやく ひろしま じょう
代表取締役 広島 次郎

- ~~1. 職業安定法第32条の4第3項の規定により下記のとおり再交付を申請します。~~
~~2. 職業安定法第33条第4項において準用する法第32条の4第3項の規定により下記のとおり再交付を申請します。~~
~~3. 職業安定法第32条の7第1項の規定により下記のとおり変更を届け出ます。~~
~~4. 職業安定法第33条第4項において準用する法第32条の7第1項の規定により下記のとおり変更を届け出ます。~~
~~5. 職業安定法第32条の7第4項の規定により下記のとおり変更届け出及び書換申請をします。~~
~~6. 職業安定法第33条第4項において準用する法第32条の7第4項の規定により下記のとおり変更届け出及び書換申請をします。~~
7. 職業安定法第33条第4項において準用する・第33条の3第2項において準用する第32条の12第1項の規定により、下記のとおり取扱職種の範囲等を定めたので届け出ます。
~~8. 職業安定法第33条の3第2項において準用する法第32条の7第1項の規定により下記のとおり変更を届け出ます。~~

無料の場合は抹消する箇所が異なる為注意

記

③許可・届出番号	
④氏名又は名称 (ふりがな)	かぶしがいいしゃ ひろしまろうどうきょく 株式会社 広島労働局
⑤所在地 (ふりがな)	〒 7 3 0 - 0 0 1 3 電話 0 8 2 (〇〇〇) 〇〇〇〇
	ひろしまけんひろしましなかくはっちょうぼり 広島県広島市中区八丁堀〇-〇
⑥事業所	(ふりがな) 名称 かぶしがいいしゃ ひろしまろうどうきょく 株式会社 広島労働局
	(ふりがな) 所在地 ひろしまけんひろしましなかくはっちょうぼり 広島県広島市中区八丁堀〇-〇 △△ビル4階

様式6号(第2面)

⑦変更事項		
⑧変更前		
⑨変更後		
⑩取扱職種の範囲等	<p>国内・全職種 中華人民共和国</p> <p>国外においては、出入国管理及び難民認定法に基づき就労目的の在留が認められる外国人に係る職業紹介</p> <p>【特定技能に限定する場合】 国外においては、出入国管理及び難民認定法に基づく特定技能に係る職業紹介</p>	
⑪変更(廃止)年月日		
⑫職業紹介責任者	氏名	住所
⑬変更(廃止)理由 再交付理由		
⑭備考	<p>担当者：総務係長 ○○ ○朗 TEL (082) 000-0000</p>	

記載内容については、
「外国人を紹介する場合の取扱職種記載例」
を参照

~~届出者(法人にあっては役員を含む。)(届出者が未成年の場合、その法定代理人をいう。)については、職業安定法第33条の3第2項において準用する同法第32条各号(第3号、第10号及び第11号を除く。)のいずれにも該当しないこと並びに届出者が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合には該当する全ての者の精神の機能の障害に関する医師の診断書が添付されていることを誓約します。~~

~~また、同法第32条の14の規定により選任する職業紹介責任者については、職業紹介責任者が同法第32条第1号、第2号及び第4号から第9号までのいずれにも該当しないこと、未成年者に該当しないこと、職業安定法施行規則第24条の6第2項第1号に規定する基準に適合すること並びに職業紹介責任者が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合には該当する全ての者の精神の機能の障害に関する医師の診断書が添付されていることを誓約します。~~